

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画 進捗管理まとめシート(令和 5(2023)年度)

計画期間：令和 3(2021)年から令和 12(2030)年



◆ はじめに ◆

このまとめシートは、令和3(2021)年6月に策定した「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(以下「計画」)」に基づく人権施策について、令和5(2023)年度内にどのような取組が行われ、どのような効果・課題があったのかなど、その進捗状況等について検証した上で、結果を抜粋し、公表するものです。

なお、このシートの公表にあたっては、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」)」に報告し、意見聴取を行っています。

【 目 次 】

●評価のための視点について	2
●まとめシートに記載の取組について	3
●総評	
・審議会意見	4
・成果	5
・課題	7
●展開方向１「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」	
・方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進	8
・方向性(2) 関係機関の連携強化	8
●展開方向２「人権侵害に関する相談と支援の充実」	
・方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握	10
・方向性(2) 差別の防止と偏見の解消	12
・方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や 情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	14
●展開方向３「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」	
・方向性(1) 学校園等における人権教育	15
・方向性(2) 地域における人権教育・啓発	17
・方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発	20
●展開方向４「市職員・教職員等への人権研修」	
・方向性(1) 市職員への人権研修	21
・方向性(2) 教職員への人権研修	23
・方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	25

◆ 評価のための視点について ◆

取組を推進していく上で重視すべき『視点』を設定し、その視点に基づいて取組を整理しました。

- ・視点は、『プロセス』も重視しながら『ゴール』を目指すことを意識して設定しました。
- ・「R5(2023)の取組」「課題」「今後の取組・方向性」は、視点ごとに示した方が良いもの、複数の視点を総括して示した方が良いものをそれぞれ判断し、整理しました。
- ・展開方向2は、取組の事業目的自体が視点そのものであるため視点は設けていません。

展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進／方向性(2) 関係機関の連携強化

視点

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる
マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる
市の各部局や地域住民・団体との連携

展開方向2「人権侵害に関する相談と支援の充実」

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

展開方向3「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

方向性(1) 学校園等における人権教育

視点

子どもの自己肯定感の醸成につなげる
子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちにつなげる
権利の理解を高める教育

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

視点

新しい視点や気づきを得る
地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する
地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）
とにかく読んでもらえる啓発資料

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

視点

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

展開方向4「市職員・教職員等への人権研修」

方向性(1) 市職員への人権研修

視点

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する
職員自身の人権を守る意識の醸成
学びやすい環境づくり

方向性(2) 教職員への人権研修

視点

学びやすい環境づくり
子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

視点

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

◆ まとめシートに記載の取組について ◆

計画に連なる事業は130以上あり、その中から次のポイントに焦点を絞って選択・抽出した具体的な取組について記載しました。

また、取組の推進度を測るための参考指標として、展開方向の一部に『モニタリング指標』を設けました。

【ポイント】

- ① 『新しく取り組んだもの（新規事業など）』
- ② 『既存の取組を拡充したもの（拡充事業・主要事業）』
- ③ 『人権視点で見たときに創意工夫や新しい気づきがあったもの』
- ④ 『好事例として共有すべきもの』 など

※ 他の施策・計画において進捗を図ることができる人権問題（高齢者、子ども、障害者など）については、厳選して掲載しています。

モニタリング指標一覧

（単位：ポイント）

展開 方向	方向性	項 目	目標	R5 実績 (2023)	直近実績 (2022)	上昇 下降
1	(1),(2)	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	67.9	69.6	▲1.7
3	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 （上：小学校、下：中学校）	↑	96.2 94.9	95.6 96.2	0.6 ▲1.3
		「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合	↑	67.3	65.7	1.6
	(2)	人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合	↑	81.9	79.0	2.9
4	(1)	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合	↓	6.1	9.0	▲2.9
		「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合	↑	90.4	89.3	1.1
		「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員割合	↑	94.3	84.8	9.5

◆ 総 評 ◆ <審 議 会 意 見>

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【人権教育・人権啓発のあり方について】

令和5（2023）年12月に厚生労働省が実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査によると、ハンセン病に関する学習経験がない人よりも学習経験がある人のほうがハンセン病元患者（回復者）・家族と「近所に住むこと」「同じ職場で働くこと」「同じ医療機関・福祉施設に入通院・入通所すること」などに対して「抵抗を感じる」という回答割合が高く、国によるハンセン病患者の強制隔離政策や、療養所で行われた強制的な不妊手術などを肯定する回答の割合が高いという結果が出ている。

学校でハンセン病について習った経験があるという人のほうがハンセン病元患者・家族への忌避意識が強く、ハンセン病患者への差別的な政策等を肯定しているのである。

こうしたことはハンセン病問題に限らず、他の人権課題の学習についても当てはまることが想定され、人権教育・人権啓発において差別をどのように語るのか、差別の何を伝えていくのか、より効果的な取組を今後検討する必要がある。

【権利に関する理解を高める教育・啓発について】

いくつかの自治体で行われた人権意識調査では、「人権には必ず義務がともなう」という意見に対してどう思うのかを問うと、肯定回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が6割から7割を占めるという結果となっている。

いうまでもなく、人権とはすべての人が生まれながらに持っている権利であり、義務を果たした人にだけ与えられるというものではない。何らの前提・制約もなく、すべての人が人権を持っているのである。

「人権には必ず義務がともなう」という誤解は、権利の行使を抑制することになりかねない。

ある自治体の調査では、「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」という意見に対して「そう思う」と回答した割合は、総数（全体）で9.6%にすぎなかったが、70歳以上では18.0%、「自分自身が障害者である」と回答した人では28.3%であった。高齢者や障害者が自分の権利の行使を抑制しているのである。

これまで行われてきた人権教育・人権啓発が権利に関する理解をどれだけ高めてきたのか、検討することが必要である。

◆ 総 評 ◆ <成 果>

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり（p.8～p.9）

創意工夫によって地域で暮らす多様な人が知り合える場や、マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる場づくりの取組が多く見られた。また、取組にあたっては市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げた事例も多く見られた。

（代表例）

- ・外国籍住民は言語や文化の壁で災害時には特に困るだろうという地域住民の声を受け、地震や台風等の災害に関する防災講座を実施した。また、地域住民との交流促進を図るためにフットサルや浴衣の着付け体験等も併せて行い、災害に関する知識の醸成と日本文化に触れる機会を創出した。
- ・自分で気づくことが難しいマジョリティ特権（※1）について、在日コリアン三世の方と重度の障害を抱えた方をゲストスピーカーに迎え、マジョリティ、マイノリティのそれぞれの視点から考察し、対話形式で権利について考える機会とした。
- ・子ども食堂等の中間支援を行う団体と共催で子ども食堂等へ研修会を行い、側面支援や地域でのネットワーク形成に取り組んだ。

※1 マジョリティ特権：マジョリティとは、たんに多数派というだけでなく、その属性（カテゴリ）においてより多くのパワー（権力）のある側・主流の側にいる人を行い、マジョリティ特権とは、マジョリティに属していることで労なくして得られる優位性をいう。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実(p.10～p.14)

各種相談窓口において相談体制の充実と人権侵害の実態把握に取り組むとともに、差別の防止と偏見の解消、誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備を行った。

（代表例）

- ・外国人総合相談窓口で、増加傾向にあるネパール人からの相談に対応できるよう新たにネパール語相談員を週1回程度配置したほか、多文化共生社会推進指針の策定を見据え、外国人労働者等への個別ヒアリングを実施した。
- ・性的マイノリティの当事者とその理解者が集う居場所では、カミングアウトできない当事者等の参加者も多く、互いの話を聞く中で当事者を取り巻く状況について共有することができた。
- ・「1.17 は忘れない」地域防災訓練」で女性や障害者、外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練、備蓄品の更新を行ったほか、トレピエと共催で子育て世代を対象に家庭備蓄に関する啓発を行った。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進(p.15～p.20)

【学校園等】

学校園等における人権教育では、子どもの自己肯定感の醸成に繋げるための取組や、子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちに繋げるための取組のほか、子ども自身の持つ権利について理解を高める取組が見られた。

（代表例）

- ・多文化共生支援員の派遣をすることによって、日本語の指導が必要な幼児児童生徒に対する生活面や学習面の支援を行うことで、学校生活での心の安定を図ることができた。
- ・校則の見直しにより積極的に進むよう支援する中で、「誇れる学校のルールを考えよう」と生徒にアンケートを実施したり、生徒代表と教員とが意見交換を実施したりするなど、見直しの過程で生徒の自主性を尊重する取組が見られた。
- ・性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進に取り組み、令和5(2023)年度からは、在籍する3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の3つのテーマについ

◆ 総 評 ◆ < 成 果（前ページのつづき） >

て学習する取組を全中学校で進めた。

【地域】

地域における人権教育・啓発では、新しい視点や気づきを得るための取組や地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する取組を行った。また、取組に当たっては地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組んだ事例も多く見られた。

（代表例）

- ・ハンセン病問題を考える尼崎市民の会との共催事業として、岡山県国立療養所の邑久光明園へのバスツアーを実施し、車内で感想を共有し、参加者同士の想いを知ることで、この問題を伝えていくための次の行動につながるよう、学び続ける大切さを再確認した。
- ・関心が少なかったアイヌ民族の文化と差別について、アイヌ民族文化アドバイザーを講師に、舞踊や衣装展示など日本国内における他民族の文化に接する中で差別について気づきを得ることができた。
- ・国際的に関心が高まるパレスチナ問題の講演会を実施し、紛争がもたらす過酷な現実の中でも互いにコミュニケーションを深めようとする人々の姿勢を知り、平和と人権について改めて考える機会となった。
- ・地域住民と教員が、近年の中高生の制服の見直しを踏まえて協議し、トランスジェンダー当事者を講師に迎えて「女らしく男らしくから自分らしく生きる」をテーマに講演会を実施し、一人ひとりの個性を認め合える社会に向けて理解を深めることができた。
- ・ヤングケアラーやその家族の思いや悩みをテーマとし、子どもと保護者が学びやすいようレイアウトやイラストを工夫した A3 折の啓発リーフレットを作成し、学校園を中心に市民に配布した。

【事業者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

（代表例）

- ・市内に本社及び事業所をもつ企業が会員となる企業人権・同和教育合同研究会で、近年企業が行うべき取組とされる人権デューデリジェンスや、労働人口の減少・不足が懸念される中で重要性が増してくる「外国人雇用について」をテーマに研修会を実施した。
- ・外国人材を積極的に活用し、事業所の成長・発展、ひいては地域経済の活力向上に寄与する市内事業者を市が認証する制度を構築し、3社を認証した。

4 市職員・教職員等への人権研修(p.21~p.25)

【市職員】

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚するための研修を実施した。

（代表例）

- ・インターネット上の誹謗中傷などに対して削除を促す活動を行っている団体職員を講師に、深刻化するインターネット上の人権侵害の現状や課題を認識し、対応方法等について学ぶ所属長研修を実施した。

【教職員】

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるための研修を実施した。

（代表例）

- ・「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子ども自身が有する権利に関する教育等について学んだ。

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

（代表例）

- ・民生児童委員や民生児童協力員に対しては、民生児童委員協議会を通じて人権問題に係る研修会等の案内やリーフレットを配付するとともに、人権問題をテーマにした研修を実施し、人権意識の醸成に努めた。

◆ 総 評 ◆ <課 題>

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

地域発意のワークショップや居場所などの交流や双方向の取組が広がりつつあるが、テーマ設定等の多様化を促す工夫が必要である。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- ・ 外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国人とが相互理解を深め、外国人が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていく必要がある。
- ・ 地域の日本語教室の多くが大人を対象としており、子どもを対象とする需要の高まり等、多様化するニーズに対応する必要がある。
- ・ 新規開設、既存にかかわらず、相談窓口について支援内容等の周知を継続して行う必要がある。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校等】

- ・ 人権教育の推進にあたっては「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の3テーマを在籍3年間で必ず学習するほか、テーマ設定など課題意識をもって進める必要がある。
- ・ 今後様々な国からの来日者の増加が想定されるため、支援員確保等の体制整備が必要である。

【地域】

- ・ 新たな気づきや学びの場となるよう啓発手法に工夫が必要である。
- ・ 多様化する人権問題に対応するため、各視点を意識した啓発等を引き続き企画していく必要がある。

【事業者】

- ・ 受講意欲を高める工夫が必要である。
- ・ 「あまがさき外国人雇用・育成・定着支援モデル事業所認証」制度、「外国人材雇用促進支援補助金」の周知を図る必要がある。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】

- ・ 性的マイノリティの理解促進を図るためには、当事者と交流する機会を増やす必要がある。
- ・ 多様化する人権問題について、正しい知識を得て、行動につなげていくため、多様な学習機会を確保していく必要がある。

【教職員】

- ・ いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題に対し、多様な研修を通して教職員の人権意識を高めていく必要がある。

【特定職業従事者】

- ・ 支援が必要な課題が増加・多様化しているなど、社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への柔軟な対応が必要である。

展開方向1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり 【1（1）、（2）】

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

方向性(2) 関係機関の連携強化

モニタリング指標

「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合【67.9%】（R5(2023)年度の市民意識調査より）

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる

R5(2023)の取組

- ① 中国残留邦人新支援策施行15周年の節目に「中国残留日本人への理解を深める集い」を実施し、当初から帰国者を支援してきた支援・相談員の活動について、講演と対談交流により帰国者たちの体験談や思いを共有するとともに、課題となる帰国者たちの高齢化や、二、三世と世代を経るごとに変化する問題等について理解を深めた。（中央地域課・南部福祉相談支援課）
- ② 外国籍住民は言語や文化の壁で災害時には特に困るだろうという地域住民の声を受け、地震等の災害に関する防災講座を実施した。また、地域住民との交流促進を図るために、地元の高校や商業施設が一体となりフットサルや浴衣の着付け体験等も併せて行い、災害に関する知識の醸成と日本文化に触れる機会を創出した。（小田地域課）
- ③ 元なでしこリーグの女子サッカー選手で現在は男性として生活する3人組による講演会をSDGsフェア内で開催し、LGBTQ+について楽しみながら学べるワークショップなど、「みんな」「ふつう」とは何かを改めて考え、多様性に関する新しい気づきを得ることができ、他施設での新たな企画にもつながった。（小田地域課）
- ④ 市民同士の交流や情報交換などの場としてのプラットフォーム事業をきっかけに、外国籍住民も多く入居する大型シェアハウスにおいて、施設との共催による「英語でクイズ大会」の実施につながり、地域住民と外国籍住民との新たな交流が生まれた。（大庄地域課）
- ⑤ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性や強みを引き出し、子ども（人）との関わりを共に考え次の行動につなげるための講演会「すべては幸せを感じるために」を実施し、参加者が子育てや人との関わりの中で自分らしさも加え、明るいイメージを共有することができた。また、地域のNPO法人等と共催することで、親子での参加者が100名を超える大規模な講演会となった。（武庫地域課）
- ⑥ アイヌ民族文化アドバイザーを講師として人権講演会「アイヌ民族の歴史」を開催した。講演会では講師による舞踊や衣装展示もあり、日本国内における多民族の文化に触れるとともに差別について気づきを得ることができた。（共催：地域総合センター神崎、小田地域課）
- ⑦ 地域交流文化祭や、地域の高齢者と保育所児童等の世代間交流事業を実施したほか、子ども食堂を発展させ、子どもだけでなく高齢者も対象とした「みんなの食堂事業」を実施し、関係機関と協力して地域住民の居場所づくり事業の周知、実施などに取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染対策に伴い、子ども食堂や老人給食では、交流が見込める実食形式を見送り、自宅等に持ち帰る配食形式に変更するなど工夫しながら実施につなげた。（上ノ島・今北・武庫之荘）（地域総合センター担当）

マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる

R5(2023)の取組

- ⑧ 自分で気づくことが難しいマジョリティ特権について、マジョリティ、マイノリティのそれぞれの視点から考察する講座「となりのマイノリティさん」を開催し、在日コリアン三世の方と重度の障害を抱えた方をゲストスピーカーに迎え、対話形式で権利について考える機会とした。（立花地域課）
- ⑨ 多胎家庭の孤独孤立及び不登校問題を地域課題としてとらえ、地域発意により「ふたご・みつご交流会」及び

「不登校でも大丈夫！子どもを心から応援できる親になるために（不登校の子どもと親の交流会）」を地域内で支援活動に取り組んでいる団体とともに実施し、同じ悩みを共有できるつながりを作ることができた。（園田地域課）

市の各部局や地域住民・団体との連携

R5(2023)の取組

- ⑩ 子どもの居場所を新たに立ち上げる団体への運営に関する情報提供や、食材提供（寄付）等の情報を個人や企業と子どもの居場所へマッチングする等の支援を地域社会の子育て機能向上のため行った。さらに、子ども食堂等の中間支援を行う団体と共催で子ども食堂等へ研修会を行ったことで、側面支援や地域でのネットワーク形成に取り組んだ。（こども青少年課）
- ⑪ 各地域課と連携し、様々なイベントについて外国人が参加できるよう配布物の多言語化や尼崎市外国人総合相談センターFacebookに掲載するなど、外国籍住民向けの広報に取り組んだことで集客に繋いだ。
 - ・ウィナーを可愛く切ろう（立花地域課） ※外国籍住民 6 人参加
 - ・Futsal Food Festival（小田地域課） ※外国籍住民 18 人参加
- ⑫ 公共施設や店舗等 169 か所に設置したシニア情報ステーションにおいて、市民が普段活動している場所等を掲載したシニア元気アップパンフレットを配布するとともに、フレイル対策に必要な 3 要素（運動・栄養口腔・社会参加）の各事業効果を掲載したチラシを作成・配布し、いきいき百歳体操等の介護予防活動への参加につなげた。また、活動の継続支援のため、介護予防活動を実施している代表者同士での交流会の実施、リハビリ専門職団体やスポーツ振興事業団体等による正しい体操のやり方の指導等を通じて、関係機関の連携が深まった。（包括支援担当）
- ⑬ まちづくりや地域活動について、誰もが参加できる「みんなの尼崎大学相談室」では、犬猫の預かりボランティアの NPO 法人 C.O.N から、飼い主の高齢や入院により飼育困難になったペットを預かり里親に出す活動を始めたので協力者を募りたいという相談があり、SNS の立ち上げや尼崎市立ユース交流センター Up to You！との連携に発展した。（生涯、学習！推進課）
- ⑭ 高齢者生きがい就労事業（生きがい就労）を地域の集い場に広げる取組として、試験的にサロンで実施したが、作業が少し難しいといった声が多かったことから、より簡単な作業を開拓することも含め、事業の見直しを行った。また、地域の集い場から、生きがい就労を始めたいという声があったことから、はたらくラボに来て作業体験を行うなど、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）等と連携しながら、立ち上げに向けた伴走支援を行うとともに、一部の地域では、訪問型支え合い活動の立ち上げにつながった。（高齢介護課）
- ⑮ 大学・高校と連携して学生等が市民活動団体と協働する取組を支援した結果、新たに関西国際大学の学生による地域住民の協力のもとでの要支援者の見守り活動や小田高生がコープこうべと連携し、市営住宅を拠点とした地域の子どもや高齢者の居場所づくりなど、5 大学（10 グループ）、6 高校（9 グループ）、計 768 人の学生等による活動が行われた。（重層的支援推進担当）

課 題

- 地域発意のワークショップや居場所などの交流や双方向の取組が広がりつつあるが、テーマ設定等の多様化を促す工夫が必要である。

今後の取組・方向性

- 地域住民や関係団体との連携を生かし、市民の自発的な取り組みにつながるようテーマ設定等にあたって多様な人権問題が対象となるよう地域に働きかける。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（1）】

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

R5(2023)の取組

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

① 外国人総合相談窓口（R3(2021).5～） 【R5(2023)相談実績：859回 延べ1,115件】

令和5(2023)年度は新たにネパール語相談員を週1回程度配置し、増加傾向にあるネパール人からの相談に安定して対応することができた。また、教育や子育て、生活、在留資格等、非常に多岐に渡る相談内容について、全庁的に連携し、横断的な支援を行った（R4(2022）：755回、延べ929件、R3(2021）：464回、延べ550件）。

相談窓口の更なる周知として、相談窓口における対面での生活オリエンテーションの開始や、名刺サイズの相談窓口周知カードを作成・配布、Facebookの活用を実施したことにより、相談件数の増加に繋がった。

また、令和6(2024)年度の多文化共生社会推進指針の策定を見据え、留学生、外国人を雇用する事業者、外国人労働者等の個別のヒアリングを実施し、外国籍住民の状況について、より詳細に把握することが出来た。さらに、地域の日本語教室の子ども受け入れ促進に向けて、各教室のボランティアグループ代表等との意見交換会を開催した。

② 性的マイノリティ相談窓口（R2(2020).7～） 【R5(2023)相談実績：35件】

毎月第4火曜に実施。当事者のほか、家族や友人、学校・職場の関係者、支援者を対象とし、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティ等の情報について助言や情報提供を行うことができた。また、阪神10市1町の相談先一覧及び兵庫県の相談情報をホームページで周知するなど、広域で連携した。

③ インターネットによる人権法律相談 【R5(2023)相談実績：（12件のうち6件が該当）】

インターネットを介した誹謗、中傷等の人権侵害が深刻化し、今後さらに増加していくことを想定し、同問題に詳しい弁護士による相談事業を開始した。＜関連：4(1)（市職員）④インターネットモニタリング研修＞

④ DV相談（配偶者暴力相談支援センター）【R5(2023)相談実績：571件（うち一時保護10件）】

DV相談内容は複合的な要因を伴っており、特に児童虐待と密接な関連があることから、子ども関連部署を始めとする複数の関係機関と緊密に連携を図りながら支援を行っている。

さらに、支援関係機関等を対象とした研修「安心感のある相談関係を築くための理解と関わり～DV被害者支援を例に～」(72名)において、心理学の視点から被害者支援を学び、新たな気づきにつながった。

⑤ 子ども・子育て相談（いくしあ） 【R5(2023)相談実績：1,486件】

複合的な問題を抱える世帯について、いくしあ内関係課が支援方法について議論を行う、「いくしあ内支援会議」を開催し、連携支援の強化に努めるとともに、児童ケースワーカー向けに、弁護士や臨床心理士、医師等の多様なスーパーバイザーを招いての事例検討会を開催し、児童ケースワーカーのスキルアップを図った。（こども相談支援課）

⑥ 心の教育相談（教育委員会事務局）【R5(2023)相談実績：3,361件（電話863件、面接2,453件）】

- いじめや不登校、虐待等、子どもをめぐる人権問題において、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接・出張・匿名報告アプリを活用した相談を行った。相談内容は、不登校に関する相談が最も多く（電話：325件、面接1,229件）、その原因には、起立性調節障害といった医療的な支援を要するケース等もあり、臨床心理士が相談者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な支援に取り組んだ。

- スクールソーシャルワーカーを 1 名増員（9 名→10 名）するとともに、引き続き、勤務日数の週 5 日体制（一部週 3 日体制も維持）を確保することで、昨年度と比べ市立小・中学校への配置率が上昇（55.1%→58.6%）し、友人関係、ネグレクト等の家庭内の悩み等について早期発見、早期対応し、その後の支援につなげることができた。
(こども教育支援課)

⑦ ユース相談支援事業（こども青少年局） 【R5(2023)支援対象：28 件（R4(2022)：26 件、R3(2021)：36 件、延べ 133 件）】

ひきこもり支援等の相談窓口周知に向けて、福祉部局と合同で事業説明会を実施したほか、市報への掲載やHPの整備を図った。また、オレンジリボンフェスタにおいて、支援対象者の作品等の販売ブースを出展し、支援対象者の自己肯定感の向上に繋がったほか、支援効果を測りやすくするため、5 段階から 7 段階への評価指標を導入したことにより、支援の経過に伴う対象者の行動変化を捉えることが可能となった。(こども相談支援課)

⑧ 子どものための権利擁護委員会【R5(2023)年度実績：47 件 R4(2022)：33 件】

第三者的な立場から調査・調整を行うほか、周知啓発活動として子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」を開催するとともに、保育所の入所決定手続に関する提言を行った。(こどもの人権擁護担当)

⑨ 各地域総合センターの相談事業 【R5(2023)相談実績：864 件】

兵庫県隣保館連絡協議会（兵隣協）が実施する人権問題の講演会や相談事務の能力向上につながる研修会などを各地域総合センターの職員に対して情報提供をした。(地域総合センター)

⑩ 障害者虐待防止センターの相談事業 【R5(2023)通報・相談実績：71 件(うち虐待認定 7 件)】

昨年度に引き続き、相談支援事業所をはじめとする各ネットワーク会議で「合同研修会」を実施し、虐待防止委員会の設置義務化について周知を進めた。また、生活介護、グループホーム・短期入所のネットワーク会議では、虐待事案への対応や課題、身体拘束等の適正化について共有を図った。(障害福祉政策担当)

⑪ 国勢調査データを活用した実態把握

人権施策推進の基礎資料とするため、国勢調査データを活用し、人権文化いきづつまちづくり審議会から意見聴取を行いながら、旧同和地区における高齢化率や失業率といった項目について市全体などと比較・分析した結果、対象地区と市全体とでは生活や教育水準等の乖離が小さくなりつつあるというデータを得ることができた。
(ダイバーシティ推進課)

課 題

- 外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国人とが相互理解を深め、外国人が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていく必要がある。
- 地域の日本語教室の多くが大人を対象としており、子どもを対象とする需要の高まり等、多様化するニーズに対応する必要がある。
- 新規開設、既存にかかわらず、相談窓口について支援内容等の周知を継続して行う必要がある。
- 国勢調査データを活用した実態調査で判明した課題に応じて対応していく必要がある。(今後の取組は P19 展開方向 3 へ)

今後の取組・方向性

- 多文化共生社会推進指針の策定を通じて、日本語教育や就労、防災などの必要な施策について関係部局と協議しながら調整を進めていく。
- 多様化する日本語教室のニーズを踏まえ、日本語ボランティア対象のスキルアップ研修を実施するなど、引き続き日本語ボランティアの側面支援等に取り組む。
- 日々の相談の中から見えてくる課題に対応できるよう、相談内容の分析や相談事業で必要となるスキル向上のため研修を受講するなどし、その結果は内部研修などを通じて関係部局全体で共有するとともに、関係課との情報共有や、事例について共に学ぶ場を設けるほか、県や関係団体、近隣自治体等とのネットワークの構築に努めるなど、平時から顔の見える関係を築いていく。
- 地域総合センターにおける相談事業については、隣保館として地域住民からの様々な相談に適切に対応できるよう、職員が全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を受講したり、市が実施する関係会議に参加するなど相談業務のスキルアップを図っていく。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（2）】

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

R5(2023)の取組

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

① 性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消（ダイバーシティ推進課）

- 令和2(2020)年5月から開始した、性的マイノリティ当事者とその理解者が集う居場所（当事者団体と共催、R5(2023)参加者:260人）では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。
- ALLY（アライ）（※1）の養成に向け、市民・事業者対象に市内商店街や宅建協会等で周知を行ったことさらなるALLYステッカーの配付に繋がったほか、職員（新任係長）には動画研修を実施し、性の多様性に関する理解促進を図った。
- パートナーシップ宣誓者の転出時の手続き簡略化を目的に、阪神間で協定を締結している自治体が11市町に拡大したほか、令和6(2024)年度からの大阪・京都・兵庫の広域自治体での連携開始に向け準備を進めた。
- 男女共同参画社会推進の啓発拠点である女性センターにおいて、孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆やつながりを回復できるよう、支援者ネットワークのための交流会や、女性の居場所、助産師による身体の不調等にまつわる相談事業をセットにしたつながりサポート事業を実施した。
- 「アンコンシャスバイアス（※2）の気づきと実践 ～メディアリテラシーを使って～支えよう～」「どうする？シングルマザーが働く時」等の、ジェンダー平等に向けた啓発を実施した。
- 困難な状況にある女性への支援として、シングルマザー等を対象に就職活動に必要なスーツ等の就職支援品が全国より約800点寄贈され、対象者へ提供することができた。

※1 ALLY(アライ)とは

現在の社会において性的マイノリティが抱えている問題を知り、その解決に向けて性的マイノリティと共に歩む人、歩もうとする人（英語の支持者、協力者）のこと

※2 アンコンシャスバイアスとは

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

② ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史を学ぶ（大庄地域課、武庫地域課ほか）

令和 3(2021)年度から実施しているハンセン病に係るパネル展等については、各地域課が市民団体と調整を図りながら順次実施し、継続的な啓発に繋がっている。また、より理解を深める方法を検討するため、学識経験者や回復者支援団体等へ聞き取りを行った。

③ ヘイトスピーチの防止

法務省が開催するヘイトスピーチ対策専門部会に出席し、他都市と情報共有したほか、本庁内のデジタルサイネージを活用し、啓発動画（法務省作成）を放映し啓発を促した。

④ インターネット上の差別書き込みへの対応（ダイバーシティ推進課）

・（公社）尼崎人権啓発協会との協働事業として、インターネット上の差別的書き込みをモニタリングし、差別性のあるものについてプロバイダー等へ削除要請を行った。

・旧同和地区を晒して差別を助長する動画が YouTube に複数地区掲載されており、市の要請だけでは削除されないことから、市と同協会が国の機関である神戸地方法務局尼崎支局へ出向き削除を依頼した。

（R5（2023）実績：総依頼件数 487 件、総削除件数 477 件）

課 題

- DV 法の改正など最新の関係法令についての情報共有を行うほか、必要な支援のあり方など、関係機関の意見を聴取する必要がある。
- つながりサポート事業においては若年層の参加者を促していく必要がある。
- ハンセン病問題の啓発に生かすため、本市のハンセン病に関する歴史等の資料収集を進めたが、個人情報保護の観点から入手に限界があることがわかった。
- インターネット上の人権侵害に係る法律相談事業について、引き続き周知に取り組む必要がある。

今後の取組・方向性

- 関係機関等が複雑多様化する DV 被害者支援に対応するため、関係法令等の最新情報を注視し、顔の見える関係づくりに取り組んでいく。
- 若年層も参加しやすい内容の検討や、若年層を支援している団体へ出向いての居場所の開催など手法を検討していく。
- 資料収集の過程で本市在住のハンセン病回復者等を講師とした全市的な講演会を実施するなど、同問題への啓発手法を検討する。
- 人権法律相談についてはデジタルサイネージを活用するなどさらなる周知に努める。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（3）】

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

R5(2023)の取組

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

① 人権に配慮した防災の取組

- ① 「「1.17 は忘れない」地域防災訓練」では、災害発生から3日目以降の避難所生活を想定し、女性や障害者、外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練を行うほか、要配慮者の率先的なトリアージの実施、要配慮者支援訓練も行った。また、障害者、乳幼児、高齢者、妊産婦、女性等への配慮を踏まえ、今年度も着実に備蓄品の更新を行った。
- ② 女性センタートレピエと共催で、子育て世代を対象に「マイ避難カード」の普及啓発や、必要な非常持ち出し品や避難所生活に必要なものなど家庭備蓄に関する啓発を行うとともに、地域への防災訓練の参加促進を図った。

② 情報・コミュニケーション支援

- ③ 市の窓口等に設置する手話通訳者が対応できない場合など、来庁者への特性に応じた情報・コミュニケーション支援ができるよう外国籍住民向け「テレビ通訳」に手話を追加し運用を始め、庁内各課への利用周知を行った。（ダイバーシティ推進課、障害福祉課）
- ④ 身体障害者福祉会館の機能移転により、市域の中央部に位置したことや情報支援機器の設置等により利便性が向上し、新規の団体の利用も増え、利用者数は約1.3倍に増加した（参考：R4(2022)5,344人→R5(2023)7,101人（各年度比較））。（障害福祉政策担当）
- ⑤ やさしい日本語の活用促進に向け、受講者が言い換えた「やさしい日本語」を、外国人を交えたワークで実証するなど実践的な講座に取り組んだほか、外国籍児童・生徒の日本語教育の需要が高まっている中、立花地域課と共催で「外国にルーツを持つことも向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。（ダイバーシティ推進課）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞
- ⑥ バリアフリー性能が確保された市営住宅整備の取組について、発注手法の大規模化を図ることにより、南武庫之荘地区等において、15基のエレベーター設置工事の契約に至った。（住宅整備担当）
- ⑦ 昨年度に引き続き、市民発意によるインクルーシブな公園を考えるワークショップや県立高校の授業に参加し、共に学ぶ場を持ったことで、整備予定の公園における施設配置や遊具選定などの面でインクルーシブな観点を取り入れた整備内容とすることができた。（公園計画・21世紀の森担当、公園維持課）
- ⑧ 遊具更新工事において、市内の2公園で初のハーネス型インクルーシブブランコを設置した。（公園維持課）
- ⑨ 市ホームページの翻訳の対応言語を英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に加えベトナム語、ネパール語の6言語に増やした。（広報課）
- ⑩ 対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行うとともに、「人にやさしい読み書き機器展」「バリアフリー展」を開催し、啓発を行った。（中央図書館）

課 題

- 制度や取組の理解や啓発の促進に向けた周知方法の工夫が必要である。

今後の取組・方向性

- 今後も男女共同参画等の視点を反映した防災講座等を工夫しながら実施する。
- 遊具の更新に合わせて、インクルーシブな遊具へ改修するとともに、市営住宅建替え等についてはバリアフリー化を進める。

展開方向３ あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【３（１）】

方向性(1) 学校園等における人権教育

教育委員会事務局

モニタリング指標

「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合【67.3%】（あまっ子ステップ・アップ調査から）

「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合【小：96.2%、中：94.9%】

子どもの自己肯定感の醸成につなげる

R5(2023)の取組

- ① 多文化共生支援員の派遣をすることによって、日本語の指導が必要な幼児児童生徒に対する生活面や学習面の支援を行うことで、学校生活での心の安定を図ることができた。【R5(2023)支援員派遣実績 支援員 30 人 対象園児児童生徒 83 人】（学校教育課）
- ② 「校則の見直しに関するガイドライン（令和４(2022)年度策定）」に基づき、校則の見直しがより積極的に進むよう支援する中で、「誇れる学校のルールを考えよう」と生徒にアンケートを実施したり、生徒代表と教員とが意見交換を実施したりするなど、見直しの過程で生徒の自主性が尊重される取り組みを行った。
（いじめ防止生徒指導担当）
- ③ 情報モラル向上支援員を派遣して、小中高等学校合わせて、52 校で出前授業を実施したほか、校種の枠を超えたスマホサミットに保護者も参加し、児童生徒がインターネットのより良い使い方や身近にあるトラブルについて、「どうすればよかったのか」を考えたり、ルール作りについて、考える時間を設けたりすることで情報モラルや取扱い方について学ぶことができた。（いじめ防止生徒指導担当）

課 題

- ネパールから来日する児童生徒が増加傾向にあり、ネパール語を理解できるサポーター及び支援員の確保が難しい。また今後は、様々な国からの来日者の増加が想定されるため、支援員を確保する等の体制整備が必要である。
- 一人一台のタブレットが支給されている現状から、ネットルールとしてスマートフォン等の利用に関するルールづくりを学校と家庭で一緒に考えていく必要がある。

今後の取組・方向性

- 日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、来日７ヶ月以降の児童生徒については、引き続き県の子ども多文化共生サポーターと市の多文化共生支援員の派遣を行うとともに、支援員の確保等、支援の迅速化と充実を図る。
- 情報モラルの向上については、出前授業を継続して実施するとともに、モラルの向上やルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。

子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちにつなげる

R5(2023)の取組

- ① 障害者、高齢者、性、多文化共生、男女共生教育等をテーマに社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間に取り扱ったり、外部講師を招聘し講演会を行ったりするなど、各校の実態に応じて取り組んだ。また、こころの教育推進事業において、「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」の中から自校の課題をとらえたテーマを選択し、年 1 回以上講演会を実施した。（学校教育課）

【R5(2023)こころの教育推進事業 講師派遣実績 小学校：56 回 中学校：28 回】

権利の理解を高める教育

- ① 性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進に取り組むとともに、中学校においては、令和 5(2023)年度から、在籍する 3 年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の 3 つのテーマについて学習することとし、全中学校で取り組んだ。（学校教育課）

課 題

- 人権教育の推進にあたっては「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」の 3 テーマを在籍 3 年間で必ず学習し、性の教育の充実を、テーマ設定など課題意識をもって進める必要がある。

今後の取組・方向性

- 全中学校で、生徒が在籍 3 年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」といった 3 つのテーマをすべて学べるようにするとして、3 年目の年度となることから、実施状況の確認を行う。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（2）】

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

モニタリング指標

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合【81.9%】（R5(2023)各人権講座受講者アンケートより）

新しい視点や気づきを得る

R5(2023)の取組

- ① 特別支援教育に経験豊富な講師により、子どもの人権について講演会を実施し、一人一人の特性や学びを大切にす
る生き方等への導き方等、参加者の人権意識の向上と子どもの人権の理解につながった。（中央・大庄地域課）
- ② 元教師を講師として、発達や特性に悩みのある就学前の子の保護者を対象とした講演会を実施し、就学にあつ
ての準備やインクルーシブ教育等について学ぶことで、「みんな似た悩みや不安を抱えていることがわかって孤独感
が軽減された」、「就学に対する考え方が変わった」などの参加者の感想をいただいた。（小田地域課）
- ③ ハンセン病問題を考える尼崎市民の会との共催事業として、岡山県にある国立療養所の邑久光明園へのバスツア
ーを実施し、車内で感想を共有する時間を設け、参加者同士の想いを知ることで、この問題を伝えていくための次
の行動につながるよう、学び続ける大切さを再確認した。（園田地域課）
- ④ 6地域総合センター及び女性センタートレピエが連携し、企画した講演会「あまぜぶん」にて、トランスジェンダ
ー当事者を講師に迎え講演会「性的マイノリティってなに？～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～」とパ
ネル展示を開催した。（全地域総合センター、女性センタートレピエ）
- ⑤ インターネット上の人権侵害が問題となっている現状を踏まえ、「インターネット上の人権問題～いじめ・誹謗中
傷、デマ、ヘイトの拡散から考える～」をテーマに、大学院教授による講演を実施し、インターネットの特性や問題
点など、実際の事例やデータ等を用いての解説や、自身が被害を受けた場合の対応について考える契機となった。
（地域総合センター上ノ島）
- ⑥ 関心が少なかったアイヌ民族の文化と差別について、アイヌ民族文化アドバイザーを講師に招き、人権講演会
「アイヌ民族の歴史」を開催し、講師による舞踊りや衣装展示など、日本国内における他民族の文化に直接接する
ことができ、その差別についての気づきを得ることができた。（地域総合センター神崎・小田地域課）
- ⑦ 「心のケガを理解し、気づき、支えあう地域社会を～性暴力やDV被害者の社会的回復をめざして～」をテーマに
NPO団体の講師による講演を実施し、人権侵害であり健康問題でもある性暴力とDV被害者の社会的回復支援のあ
り方について、受講者一人ひとりが自分に何ができるかといった視点を持つ機会とした。（地域総合センター水堂）
- ⑧ 「見る会話～手話の可能性を知ろう～」をテーマに、手話エンターテイメントで人々の心を動かし、バリアの無
い社会を創る活動を行う講師を迎え、「手話体操」や「手話コント」を受講生も体験しながら、講師と受講生との距
離が非常に近い「バリアの無い社会」を実感できる学びの場となった。（地域総合センター今北）
- ⑨ 「戦時期尼崎を通して、戦争の歴史をふりかえるー軍需工場で働いた、ろうあ労働者の話題を中心にー」をテー
マに、本市地域研究史料室の講師により、尼崎精工のろうあ労働者の話題を中心に、空襲、特攻隊（阪本宣道）、火
垂るの墓の話をつなぎ交ぜた「平和」、「命の尊さ」、地域の歴史と戦争の時代における障害者の実態を学んだ。（地域総
合センター南武庫之荘）
- ⑩ シリアで子ども達が基礎教育を受け、自らの力で国の復興や未来の平和をつくるための支援活動をしているNPO
法人を立ち上げた講師による、海外からのオンライン講演を実施し、リアルタイムな情報を得ることで、海外にお
ける子どもの人権や教育の重要性について気づきを得る貴重な機会となった。（地域総合センター塚口）

地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する

R5(2023)の取組

- ① 「やさしい日本語入門講座」を実施し、外国籍住民が増加傾向にある中で、外国籍住民と交流することで有事の際の「言葉の壁」を少しでも和らげ、受け入れる側が外国人に分かりやすい日本語で話すことの意味を学ぶ機会を提供できた。（中央地域課・小田地域課）
- ② 多様性をテーマに当事者を講師として『多様なこと』が『普通のこと』であるように、「LGBTQ って？ ALLY（アライ） って？ ～性の多様性について～」を実施し、特に参加の多かった高齢者への理解促進につながるわかりやすい、学びの機会となった。（中央地域課）
- ③ 日本語ボランティア研修の受講者が開催する日本語よみかき学級にて、文化を学ぶ会として生涯学習プラザで活動しているハーモニカのグループに出演してもらい、楽器の紹介や演奏を通じて講師・受講者・活動グループの交流、つながりを創出することができた。（大庄地域課）
- ④ 戦争と平和をテーマとして平和パネル展「取材映像から知るウクライナは 戦火に生きる市民は今」と併せてウクライナで現地取材を行っているジャーナリストを講師として、現地の学生が日々空襲等におびえながらも祖国で生活続ける様子の映像やウクライナの伝統衣装の紹介など、戦争の現状だけでなく文化についても学ぶ機会となった。（立花地域課）
- ⑤ 「命の輝き～車イスから見える世界ってけっこうステキ～」をテーマに、通勤途中の事故により車イス生活を送ることとなった講師による家事や子育て体験談を交えた講演会を実施したことで、身近にある障害者の人権について意識の醸成を図った。（武庫地域課）
- ⑥ そのだスマイルサマープログラムで子どもたちを対象に「やさしい手話講座」を実施し、3日間かけて簡単な手話を学びながら聴覚障害者と交流し、最終日には家族の方にも参加してもらい子どもたちの成長と聴覚障害について学ぶ機会となった。（園田地域課）
- ⑦ 国際的に関心が高まるパレスチナ問題の講演会を実施し、紛争がもたらす過酷な現実の中でも互いにコミュニケーションを深めようとする人々の姿勢を知るなど、平和と人権について改めて考える機会となった。（ダイバーシティ推進課）

地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）

R5(2023)の取組

- ① 地域住民と教員が、近年の中高生の制服の見直しを踏まえて協議し、トランスジェンダー当事者を講師に迎えて「女らしく男らしくから自分らしく生きる」をテーマとした講演会を実施したことで、一人ひとりの個性を認め合える社会に向けて理解を深めることができた。（立花地域課）
- ② オレンジリボンキャンペーンの取組として、地域課や社会福祉協議会の協力のもと、関連団体で構成されるオレンジリボンフェスタ実行委員会の委員としてイベントの企画、実施に携わり、イベントを通じて児童虐待防止についての啓発を行った。（こども相談支援課）
- ③ 地域交流の場となる「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」では、企画段階から障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、幅広い世代のボランティアなど一体となり、福祉事業所の手作り雑貨販売、ミーツ新喜劇等のステージプログラムのほか、障害の有無にかかわらず体験できるスポーツコンテンツを実施した。（障害福祉課）
- ④ 世界エイズデーに合わせて立花駅前での検査案内や、本庁、各生涯学習プラザ、南北保健福祉センター及び市内の中・高・大学にポスターの配布・掲示や、ホームページや市報、SNS 掲載を行い、それに加えて大学でのサインージ掲載、大学学園祭でブースを設けて性感染症の予防啓発活動を実施し、参加者が性感染症に対する考え方を学ぶ機会となった。（感染症対策担当）
- ⑤ 「ジェンダー平等」をテーマに、『男らしさ・女らしさ』から自由になるために」と題して全市的な講演会を実施し、公私立の教職員や新規採用職員への参加も呼びかけたことで、実施後のアンケートでは「講座に参加する以

前よりも人権への関心が高まった」と回答する割合が 8 割以上となるなど、人権意識醸成の機会となった。（ダイバーシティ推進課）

- ⑥ あらゆる人権問題に対し、地域に根差した人権啓発を行う（公社）尼崎人権啓発協会のこれまでの信頼とネットワークを活かすとともに、協働の取組として、より効果的に推進に向けて対等な立場で検討することができた。また地域からの依頼に基づき講師を派遣し、マイクロアグレッションやマジョリティ特権等の説明をもとに、社会の構造として人権を捉えられるよう人権研修会を実施した。（ダイバーシティ推進課）
- ⑦ PTA をはじめとした市民の主体的学習を推進するため、継続した人権教育小集団学習グループの活動の促進及び人権教育のリーダー育成に資する研修会等を実施した。また、夏休み親子向け映画会では盲導犬とそのユーザーによる講演会を実施し、視覚障害の当事者から学ぶ機会を市民に提供した。（社会教育課）

とにかく読んでもらえる啓発資料

R5(2023)の取組

- ① 人権文化いきづつまちづくり計画の取組の推進に向けて、今後の取組に生かせるような好事例集として作成する「まとめシート」を全庁的な点検や共有を図るために活用し、結果を公表した。（ダイバーシティ推進課）
- ② 人権・同和教育を推進することを目的に教育委員会と連携して活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会において、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度まで 3 年間実施した人権マンガ募集事業で応募いただいた全作品から 2 作品を選出し、啓発ポスターを作成し、市内学校園所・公共施設等に配布した。（社会教育課）
- ③ 新たな人権問題を啓発するためのリーフレット「ヤングケアラーについて」の作成では、子どもと保護者が一緒に学ぶことができるよう、専門家の監修及び経験者の視点を加えるといった工夫を行った。（社会教育課）

課 題

- 新たな気づきや学びの場となるよう啓発手法に工夫が必要である。
- 多様化する人権問題に対応するため、「新しい視点や気づきを得る」、「地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する」、「地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む」といった視点を意識した講座・啓発等を引き続き企画していく必要がある。
- 学習会等の参加者からは、内容について好評を得る一方、活動グループ数の減少傾向及び学習会の助言者としての担い手である「人権啓発推進リーダー」の高齢化が進んでおり、事業の継続可能を踏まえた対応が必要である。

今後の取組・方向性

- 多様な人権問題を自分事として捉えられるよう、講師の話や講演会のみならず、その後の感想も含めた意見交換会等の事例を地域で共有するなど、新たな気づきを得られるよう工夫を促す。
- 活動グループ数については学習内容のさらなる充実を図るとともに、活動内容を各学校園の HP に掲載・発信することにより積極的に周知し、活動の魅力を PR する。「人権啓発推進リーダー」の担い手については、引き続き育成・発掘に努める。
- 多様化する人権問題について決して「誰かのこと」ではない問題として受け止められるよう引き続きリーフレットや学習会を通して啓発活動に努める。
- 各地域の特徴等に応じた啓発事業の提案に生かせるよう、庁内や関係団体と調査結果の共有を図るとともに、実際に生じている旧同和地区の問い合わせなどに関する啓発資料の作成について検討する。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（3）】

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R5(2023)の取組

- ① 市内に本社及び事業所をもつ企業が人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、企業内における自主的・継続的学習の促進等を図ることを目的に、近年企業が行うべき取組とされる人権デューデリジェンス（※）（「企業と人権について」）等をテーマに合同で研修会を実施した。また、労働人口の減少、不足が懸念される中で重要性が増してくる「外国人雇用について」をテーマに研究会も実施した。（会員社数：146社 R5(2023).12月末）（しごと支援課）
- ② 尼崎地域産業活性化機構を通じて、令和5(2023)年11月に尼崎市中小企業向けに外国人材の実態把握のためのアンケート調査を923件に配布し、264件回収した。また、外国人雇用の課題に係る施策を検討するための国際化コンソーシアムにおいて、構成員である公的機関、大学、行政等から、外国人材に係る問題やニーズ等について意見交換を行ったほか、外国人材雇用モデル事業では、外国人材を積極的に活用し、事業所の成長・発展、ひいては地域経済の活力向上に寄与する市内事業者を市が認証する制度を構築し、3社を認証した。（しごと支援課）
- ③ 第6期男女共同参画推進事業者（75社の認定）の認定式に合わせて、認定事業者を対象とした研修「認定事業者としてわかっておきたいワーク・ライフ・バランスのポイント」を実施し、男女が共に働きやすい環境に向けた意識醸成を図った。（ダイバーシティ推進課）
- ④ 兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、女性活躍推進をテーマに広く企業を対象（180社うち市内事業者105社）としたワーク・ライフ・バランス研修を継続して実施した。（ダイバーシティ推進課）
- ⑤ 指定管理者職員を対象に、地域の課題について、「しごと・くらしサポートセンター尼崎南」職員を講師とした研修会を実施し、支援を必要とする地域住民を早期に支援に結び付ける取組を進めた。（地域総合センター担当）

※人権デューデリジェンスとは

人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為

課 題

- 受講意欲を高める工夫が必要である。
- 外国人材の受け入れにかかるニーズを把握するとともに、「あまがさき外国人雇用・育成・定着支援モデル事業所認証」制度、「外国人材雇用促進支援補助金」の周知を図る必要がある。

今後の取組・方向性

- 社会情勢の変化に応じたテーマ設定を行うとともに、人権啓発リーフレットの活用や、関係機関との連携により、受講の促進を図る。
- 「外国人材雇用促進支援補助金」の対象要件を見直すなど活用促進に努める。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（1）】

方向性(1) 市職員への人権研修

市職員

モニタリング
指標

「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合【6.1%】（R5(2023)人権研修後アンケートから）

「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合【90.4%】（R5(2023)ストレスチェックアンケート調査から）

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する

※人権が守られていないとき、人権を守るため能動的に行動することを「人権を実現する責務」と表現した。（市職員は、差別をしないだけでなく、差別をなくす役割を担っている。）

R5(2023)の取組

① 所属長研修（インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害について）

インターネット上の誹謗中傷などに対して削除を促す活動を行っている団体職員を講師に、深刻化するインターネット上の人権侵害に関する現状や課題を認識し、対応方法等について学ぶための人権問題研修推進員（所属長）研修を実施した。

② 職員アンケート（SOGI ハラスメント）

職場における SOGI（性的指向、性自認）ハラスメントに関する職員アンケートの結果を分析し、被害経験の状況（受けた：1.7%、見聞きした：7.1%）、職員向け SOGI に関する相談窓口の認知度の低さ（33.4%）、利用しない理由（相談員やプライバシー確保への不安）などを把握することができた。そのため、相談員の紹介と相談場所の紹介動画を作成し、相談窓口の周知及び利用への心理的ハードルの軽減に取り組んだ。

③ インターネットモニタリング研修

インターネットモニタリングを活用した人権研修において、ファシリテーターを担う課長級職員を増やし、受講生とファシリテーター双方が日常業務の中で人権視点から課題に気づくことの大切さについて考える場とすることができた。

④ ひょうご人権総合講座

人権問題を主体的に考える職員を育成するため、部落問題をはじめとする様々な人権課題をテーマにした「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣し、基礎知識を習得した。

⑤ 地域総合センターによる新転任研修

毎年人事異動等により、人権担当部署や地域課、保健福祉センター、保育運営課、幼稚園・小中学校教員など、地域総合センターに関係する職場に転任してきた職員や教員を対象に、部落差別（同和問題）の正しい知識や地域総合センターの役割などを理解するために新転任研修を実施している。この研修は、同和問題に対する基調講義をはじめ、地元の歴史などを学ぶ座学とセンター周辺を視察するフィールドワークにより、理解を深める人権研修で、令和5(2023)年度は各地域総合センターで合計9回実施した。

⑥ 環境事業担当人権啓発推進会議

令和 5（2023）年度は「性の多様性を認め合う」をテーマに、（公社）尼崎人権啓発協会から人権啓発 DVD を借り受け、環境事業担当の大高洲 4 課（資源循環課、施設建設担当、業務課、クリーンセンター）で研修期間に鑑賞し、職員の人権意識の向上を図った。

職員自身の人権を守る意識の醸成

R5(2023)の取組

- ①「職場お悩み相談」を実施する中で職場環境に関する現場の実情を把握したほか、研修を通じて一人ひとりがいきいきと活躍できるマネジメントスキルや、やりがいや充実感を持てるようなコミュニケーションスキルの習得に取り組んだ。（R5(2023)実績 42 件）
- ②名札の表記をフルネームにしないよう改め、職員の人権を守る意識の醸成に努めた。

学びやすい環境づくり

R5(2023)の取組

① アサーティブ・コミュニケーション研修

多様な意見・要望に耳を傾け、相手の立場にたった適切な対応ができるよう、選定した窓口職場を対象とした接遇研修の実施や、全所属を対象として 1 回 10 分程度の動画を毎週配信するアサーティブ・コミュニケーション（自分の主張を一方向的に述べるのではなく、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現すること）研修を実施するなど、市民対応及び職員間のコミュニケーションの質の向上に取り組んだ。また、市民対応における外国人や性的マイノリティへの配慮を、職員のコンプライアンスの手引きに盛り込み、人権視点にたった職員の意識と行動の向上に取り組んだ。

課 題

- 性的マイノリティの理解促進を図るためには、当事者と交流する機会を増やす必要がある。
- 多様化する人権問題について、正しい知識を得て、行動につなげていくため、多様な学習機会を確保していく必要がある。

今後の取組・方向性

- 新任係長を対象に、SOGI に関する相談窓口の相談員と直接対話できる機会を設けることで、ALLY（多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人）を増やしていく。
- 人権の基礎となる考え方や知識を、階層別研修において計画的に学ぶ。
- 部落差別（同和問題）をテーマにした人権問題研修推進員（所属長）研修を実施するとともに、旧同和地区問合せ等に関する手引きを作成する。
- コミュニケーション力の向上にむけ、短時間で継続的に学べる動画研修を実施していく。
- 「職場お悩み相談」等で把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を意識しながら、各種研修や人材育成面談の質の向上などの取組を進めていく。
- 職員へのカスタマーハラスメントに対し、窓口職場等の職員による検討会議を踏まえ、対応マニュアルの作成、予防対策の導入等、可能なものから取組を進める。
- 地域総合センターによる新転任研修を引き続き実施する。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（2）】

方向性(2) 教職員への人権研修

教職員

モニタリング指標

「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合【94.3%】（教育総合センター主催の人権研修後アンケートから）

学びやすい環境づくり

R5(2023)の取組

集合及びオンライン形式にて人権研修を実施した。

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

R5(2023)の取組

① 初任者研修

初任者研修、2年次・3年次・中堅教員研修において子ども達の望ましい行動を育てる支援（ポジティブ行動支援）や、児童生徒の問題行動を予防したり、望ましい行動を伸ばしたりする方法を学んだ。初任者研修では、人権教育に係る講話を実施し、「LGBTQ」や「ゲートキーパー入門」等のテーマにより人権意識の向上を図った。

② いじめ防止

「情報モラル・セキュリティ研修講座」「特別活動研修講座」でいじめ予防をテーマに取り上げ、また「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等では、いじめに関する理解の向上を図った。さらに、高等学校いじめ防止研修を実施し、いじめに関連した発達特性等への理解を深めた。

③ 体罰防止

体罰防止研修として3年間集中的に行ってきたが、引き続き、全校園種教職員を対象に「体罰等防止ガイドライン」の周知、コーチング理論やアンガーマネジメント、ストレスケア等の研修を実施した。また、教育公務員として遵守すべき法令理解、コンプライアンス意識の高揚を図るためコンプライアンス研修を行った。

④ 包括的性教育を考える会

障害を有する子どもへの性教育をはじめとする包括的性教育を研究する自主研究グループ（包括的性教育を考える会）を支援し、人権をベースとした性教育の推進に努めた。

⑤ 人権教育研修講座

「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子ども自身が有する権利に関する教育等について学んだ。

⑥ 校内研修

小・中・高等学校及び特別支援学校において、「子どもの人権」・「性的マイノリティ」・「生命尊重」・「規則の尊

重」等のテーマで講演会や校内研修を実施した。また、年間指導計画に基づいた道徳の授業や人権副読本「ほほえみ」や「きらめき」等を活用した人権の授業を公開した。

⑦ 尼崎市人権・同和教育研究協議会

4 専門部（就学前（保育所・幼稚園）・小学校・中学校・高等学校）に各々所属する教職員が、人権・同和教育実践研究大会での事例発表や、人権・同和教育推進大会講演会を通じ、各学校園における人権教育の目標、成果・課題について一層の理解を深めた。（社会教育課）

課 題

- 全校園種にわたり教職員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
- 「体罰防止等ガイドライン」が教育現場に浸透するよう、継続した周知が必要である。
- 人権問題は多様化し、新たな課題が生じていることから、それらに対応できるよう継続的に知識を深めるための取組が必要である。

今後の取組・方向性

- 子ども理解のための研修や情報モラル・セキュリティに係る研修等を通じて、教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、適切な判断と迅速な対応等の定着を図ることを目指す。
- 「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深める研修や教職員のアンガーマネジメントに係る研修等、より実践的な内容の研修を実施する。
- 教職員を対象とした研修では、全校園種を対象とした人権教育担当者研修を実施し、全ての子どもが持つ人権について学び、子どもが他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。
- 引き続き、教職員に対し多様化する人権問題への理解を深めるため、各専門部における実践研究の成果発表など、情報共有に向けた取り組みを支援する。

展開方向４ 市職員・教職員等への人権研修

【４（３）】

方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者への人権研修

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R5(2023)の取組

- ① 高齢者虐待の早期発見・未然防止のために、相談窓口である地域包括支援センターについて市ホームページ等で広く周知するとともに、各種研修会等の機会を通じて、介護施設等の従事者や民生児童委員等に対して、「高齢者虐待対応マニュアル」の周知・啓発を行った。ケアマネジャー交流会等の機会を通じ、支援者間の連携を図るとともに、高齢者虐待対応検討会議を開催し、事例検討を行った。（包括支援担当）
- ② 民生児童委員協議会を通じて、民生児童委員や民生児童協力員に対しては、人権問題に係る研修会等の案内やリーフレットを配付するとともに、人権問題をテーマにした研修を実施するなど、円滑な地域活動に必要な人権意識の醸成に努めた。（福祉課）

課 題

- 支援が必要な課題が増加・多様化しているなど、社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への柔軟な対応が必要である。

今後の取組・方向性

- 高齢者虐待対応マニュアルの改定を行うとともに、地域包括支援センターの対応力向上や関係機関の連携強化に取り組む。
- 人権問題に係るリーフレットも活用しながら、人権意識を深める研修を実施する。